

第 3 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

令和5年10月3日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

令和5年10月3日(火曜日)

午前9時59分開議

午前11時36分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第3号)

議案第12号 令和5年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金(地方財政法関係)について

議案第13号 令和5年度農地海岸保全事業及び漁港海岸保全施設整備事業の経費に対する市町負担金について

議案第14号 令和5年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について

議案第21号 工事請負契約の締結について

議案第55号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第4号)

報告第1号 専決処分の報告について

報告第26号 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第27号 公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第28号 公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第29号 公益社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第30号 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出について

報告第31号 公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況を説明する書類の提出について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)につ

いて

報告事項

①大雨(6/28~7/3)による農林水産関係被害及び対応について

②宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)への対応について

出席委員(8人)

委員長 竹崎和虎

副委員長 中村亮彦

委員 前川 收

委員 西 聖一

委員 山口 裕

委員 橋口海平

委員 前田敬介

委員 高井千歳

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 千田真寿

政策審議監 深川元樹

生産経営局長 中島 豪

農村振興局長 清藤浩文

森林局長 中尾倫仁

水産局長 渡辺裕倫

農林水産政策課長 藤由誠

団体支援課長 楠 ゆみ子

流通アグリビジネス課長 林田慎一

首席審議員

兼農業技術課長 高野 真

農産園芸課長 徳永浩美

首席審議員兼畜産課長 鬼塚龍一

農地・担い手支援課長 山本剛士

首席審議員

兼農村計画課長 青木公平

農地整備課長 永田 稔

むらづくり課長 野 入 正 憲
技術管理課長 岩 田 長 起
森林整備課長 宮 脇 慈
林業振興課長 廣 田 邦 彦
森林保全課長 大 和 一 浩
水産振興課長 森 野 晃 司
漁港漁場整備課長 谷 水 秀 行
農業研究センター所長 楮 本 亮 治

事務局職員出席者

議事課主幹 平 江 正 博
政務調査課課長補佐 松 本 泰 明

午前9時59分開議

○竹崎和虎委員長 それでは、ただいまから第3回農林水産常任委員会を開会いたします。

まずは、前回の委員会以降に執行部幹部職員の異動がっておりますので、順次自己紹介をお願いいたします。

（農林水産政策課長～農産園芸課長の順に自己紹介）

○竹崎和虎委員長 それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま、簡潔にお願いします。

初めに、千田農林水産部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

○千田農林水産部長 おはようございます。

初めに、8月の管外視察では、執行部も同行させていただき、ありがとうございました。豚熱対応のために、私と鬼塚畜産課長は途中で離れることとなり、大変失礼いたしました。視察の中で、委員の皆様からいただきました御意見や視察で得た知見を今後の施策に役立てられるよう努めてまいります。

それでは、今定例会に提案しております議案の説明に先立ち、3点御報告させていただきます。

まず、令和5年梅雨前線豪雨による被害への対応です。

6月28日から7月3日にかけて、梅雨前線が停滞し、記録的な大雨となりました。農林水産業では、農地への土砂流入や用排水施設の被害、山腹崩壊など、被害額は約100億円に上っています。

被害箇所の早期復旧とともに、営農再開に向けた支援に取り組んでいるところです。

今回の大雨被害は、8月30日に激甚災害に指定されたことにより、農地等の復旧事業に対する補助率は1割程度引き上げられることとなります。

今後も台風の襲来も予想されることから、引き続き、関係機関と連携を図りながら、緊張感とスピード感を持って対応してまいります。

次に、豚熱対策についてです。

8月末に佐賀県唐津市で豚熱が発生したことを受け、本県でも、熊本県豚熱対策会議を立ち上げ、防疫体制の強化を図ってまいりました。国が本県を含む九州全域を豚熱ワクチン接種推奨地域に追加したことから、先月27日から豚熱ワクチンの接種を開始するとともに、野生イノシシの検査体制を強化するほか、県内で豚熱等が発生した場合に備えた防疫措置の強化を図っております。

国、県内市町村、九州各県としっかり連携し、危機感を持って取り組んでまいります。

最後に、赤潮被害への対応についてです。

今年6月から発生した赤潮被害の総額は約15億円となり、過去4番目の大きな被害となりました。原油価格、物価高騰が続く中での被害であり、本県水産業の中心となる養殖業が持続可能な産業として維持発展できるよう、引き続き、漁業共済加入を促進するとともに、必要な支援を行ってまいります。

今後とも、養殖業を営む皆様が意欲を持って安全で安心な養殖魚を消費者へ提供できるよう、関係市町や漁業団体との連携を強化し、しっかりと取り組んでまいります。

続きまして、今回提案しております議案等の概要を説明させていただきます。

まず、予算関係は、補正予算関係が2件、条例等関係が4件、報告関係が7件です。

補正予算関係として、肥料価格の高騰など生産コストの上昇に係る農業者に対する支援、半導体産業の集積に伴う営農継続に向けた農地の緊急確保対策、物流の2024年問題への対応をはじめとした県産品の流通の効率化と販路拡大への支援、本年の梅雨前線豪雨による災害復旧等に要する経費を計上しております。これに、豚熱対策の強化や赤潮被害に遭った養殖漁業者の支援等の追号分を加え、総額39億8,000万円余の増額補正を提案しております。

これにより、補正後の現計予算額は、一般会計、特別会計を合わせて768億円余となります。

次に、条例等関係では、農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金3件、工事請負契約の締結1件を提案しております。

また、報告事項は、職員の交通事故に係る専決処分の報告1件、県が出資する公益法人等の経営状況報告が6件ございます。

以上が今回提案しております議案の概要です。

加えて、その他報告事項として、①6月28日から7月3日にかけての大雨による農林水産関係被害及び対応についてのほか、建設常任委員会との共通の報告事項であります②盛土規制法に係る規制区域について報告させていただきます。

詳細については、この後、それぞれ担当課長から説明させますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○竹崎和虎委員長 次に、付託議案等について、担当課長から資料に従い、順次説明をお願いいたします。

○藤由農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産常任委員会の説明資料、予算関係及び条例等関係について御説明させていただきます。

資料の4ページをお願いいたします。

令和5年度の9月補正予算総括表でございます。これは、先ほど部長の総括説明のとおりではございますが、表の上段の項目の3列目、(B)のところですが、ここが9月補正額となっております。その列の一番下の合計欄のとおり、農林水産部の9月補正合計額は29億9,000万円余の増額補正となっております。

次に、(C)の欄が追号分の9月補正額となっております。この列の一番下の合計欄のとおり、総額9億9,000万円余の増額補正となっております。

これらを合わせました9月補正後の総額は、一番右下の合計欄のとおり、768億円余となっております。

戻りまして、3ページをお願いいたします。

こちらの米印に資料凡例とございますが、こちら、各予算の該当する事業の説明欄に、丸新あるいはコロナ対策、7月豪雨、追号という形で記載をしております。これから各課で御説明させていただきますが、その順番は、建制順に、追号関連事業も含めました主なものを御説明させていただきます。

農林水産政策課は以上でございます。

○楠団体支援課長 団体支援課でございます。

5ページをお願いいたします。

金融対策費説明欄の赤潮被害緊急対策資金

利子補給費補助事業は、追号提案分です。

赤潮被害への対応についての全体概要は、水産振興課から後ほど説明いたしますが、この関連の新規事業になります。

赤潮被害を受けた養殖漁業者が借り入れるセーフティーネット資金及び漁業近代化資金について、国の事業による利子助成の対象融資額を超えて借り入れた資金の金利負担の軽減を図ることを目的として、県、市町負担により最長5年間利払い費を支援し、実質無利子化するものです。対象融資枠は総額14億円を見込んでいます。

団体支援課は以上です。

○林田流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課でございます。

6ページをお願いいたします。

上から2段目、農産物流通総合対策費の右側説明欄を御覧ください。

1、県産農産物県外輸送効率化緊急支援事業は、物流の2024年問題による影響等を最小限に抑えるため、J A等が行う出荷体制強化に向けた話合いや輸送の効率化のためのストックポイント整備に向けた実態調査等への助成でございます。

2、県南食関連事業者売上回復緊急支援事業は、コロナ禍からの売上げ回復や熊本県南フードバレー構想策定10周年PRのため、熊本県南フードバレー推進協議会が行う県南特産品のPRイベントやモニターバスツアー等の経費でございます。

3、くまもと食と農の発見事業は、追号提案分です。

当該事業を含む水産物の輸出先の確保と県内消費の拡大の全体概要は、水産振興課から後ほど説明いたします。

くまもと食と農の発見事業は、中国による日本産水産物の禁輸措置等の影響を受ける県産養殖魚の消費促進のため、企業の社員食堂での利用拡大に対する助成でございます。

次に、下のページの1段目、国庫支出金返納金の説明欄、地域未来投資促進事業（地方創生未来型農業の拠点づくり支援事業）返納金は、過年度に実施された事業の事業費確定に伴う国庫支出金返納金です。

流通アグリビジネス課は以上です。

○高野農業技術課長 農業技術課でございます。

8ページをお願いします。

2段目の肥料取締事業費の説明欄、化学肥料低減促進緊急対策事業は、国が肥料価格高騰対策の追加対策として設けた化学肥料低減の取組を支援する事業を県が独自に補完するもので、県内資源である堆肥の利用促進により、化学肥料の使用量削減を図る事業でございます。

堆肥の散布について、地域協議会当たり500万円という国の助成の上限を超える取組や国の支援メニューの対象に含まれない取組に対して、国の単価と同額の助成を行うこととしております。

4段目の農作物対策推進事業費の説明欄、有機農産物の消費者理解醸成促進事業は、消費者の有機農産物への理解を促進するため、生産現場での体験活動やPR動画作成、販売店舗の情報発信を行うものでございます。

6段目の管理運営費の説明欄、飼料等高騰対策研究加速化事業は、農研センターが肥料高騰対策及び自動化、遠隔化のための研究に必要な機器等を導入するものでございます。

農業技術課は以上でございます。

○徳永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

9ページをお願いします。

2段目の農作物対策推進事業費の説明欄、経営所得安定対策等推進事業は、国が進めている畑地化に伴う土地改良区の地区除外決済金等に対する助成で、残る組合員の負担が過

重にならないことを目的としています。令和5年度の要望が出そろい、増額をお願いするものです。

なお、事業の本体である国から直接農業者に交付される畑地化支援については、要望額が内示額を大きく上回っておりますが、希望者は2次配分に向けた保留者として審査される旨国から通知がありましたので補足いたします。

3段目の米麦等品質改善対策事業費の説明欄、県産麦安定生産体系構築支援事業は、県産麦の生産安定に向けた圃場の排水対策に必要な機械導入に対する助成で、事業要望が多いことから増額をお願いするものです。

4段目の野菜振興対策費の説明欄1、生産資材価格高騰緊急対策事業は、土地利用型農業、具体的には大豆と種子につきまして、生産体制の維持強化に必要な低コスト生産のための機械の導入等に対する助成を行うもので、支援対象を拡充し、増額をお願いするものです。

2、攻めの園芸緊急生産対策事業は、PQC、価格、量、コストですが、その最適化を図るため、資材費や施工費が高騰しているハウス整備等に対する支援で、事業要望が多く、増額をお願いするものです。

10ページをお願いします。

1段目の国庫支出金返納金の説明欄、強い農業づくり交付金等国庫返納金は、本交付金で取得した財産の処分などによる国庫支出金返納金です。

2段目の水田営農活性化対策費の説明欄、営農再開支援事業は、本年6月末からの梅雨前線豪雨により被災した農業者への作物の植え替えなど、営農再開に必要な種子代、肥料代等に対する助成を行うものです。

農産園芸課は以上です。

○鬼塚畜産課長 畜産課でございます。

11ページをお願いします。

2段目の畜産振興対策事業費でございます。

説明欄、熊本県馬肉流通合理化緊急支援事業は、県内で屠畜された安全、安心な馬肉、馬刺しを供給するために、馬肉のDNA検査やQRコードを活用した認証システムの構築に対する助成でございます。

3段目の国庫支出金返納金でございます。

説明欄、畜産関係事業国庫返納金は、補助事業で取得した財産の処分等に伴う国庫返納金でございます。

4段目の循環型耕畜連携体制強化事業費でございます。

説明欄、堆肥梱包技術緊急開発事業は、堆肥の利用を促進するため、効率的な運搬を行うための堆肥の新たな梱包技術を開発するための経費でございます。

12ページをお願いします。

2段目、家畜衛生・防疫対策事業費でございます。

説明欄の1、家畜防疫・疫学強化体制整備事業は、家畜保健衛生所の獣医師の密回避、省人化、疫学調査の検査体制の整備及び機械等の整備を行うものでございます。

2、家畜伝染病防疫対策事業、3、家畜伝染病まん延防止対策事業、4、野生イノシシ豚熱検査体制強化事業につきましては、下13ページで御説明いたします。

13ページ、豚熱対策の強化でございます。

本事業は、佐賀県の養豚農家で豚熱が発生したことを受け、本県においても早急にワクチン接種を行うとともに、野生イノシシの検査体制の強化や県内でもリスクが高まっている豚熱発生の備えを行うものでございます。

まず、左側、現状・課題でございます。

平成30年に岐阜県で発生して以降、これまでに19都県で87事例、約36万頭の豚が殺処分されております。本州では野生イノシシの感染が拡大していることから、本県でも、国の要請を受け、年間250頭の野生イノシシの検

査を実施しているところです。

そのような中、今年8月30日、佐賀県唐津市の養豚場で、岐阜県での発生確認以降、九州で初めて豚熱の発生が確認されました。また、翌31日には、近隣の約1万頭飼養の養豚場で2例目の豚熱が発生しております。佐賀県では、緊急的な防疫措置を実施し、9月8日に殺処分を終了、9月20日に養豚場の防疫措置を終了しております。

この佐賀県での発生を受け、国は、九州全域をワクチン接種奨励地域に追加するとともに、野生イノシシの豚熱検査を強化するよう要請しました。

本県では、9月6日にワクチン接種プログラムを国に提出、12日に国の承認を受け、27日からワクチン接種を開始しております。また、9月末までに各養豚農家の飼養衛生管理者を対象とした研修会を計8回実施し、ワクチン接種の打ち手の確保も併せて進めております。

なお、これまでの接種等に係る経費については、既存予算で対応しております。

右側、事業概要でございます。

2つ目の丸、事業内容としましては、①県内養豚農家への豚熱ワクチン接種に要する経費、②野生イノシシの豚熱検査体制の強化に係る経費、③本県で豚熱等が万が一発生した場合の防疫措置に要する経費の確保となっております。

最後に、右下のイメージ図ですが、ワクチン接種につきましては、県の獣医師である家畜防疫員のほか、県が認定する知事認定獣医師、県が登録する養豚農家の飼養衛生管理者で接種を進めることとし、初回接種として、現在飼養している豚31万頭、継続接種として、初回接種後に生まれた子豚等、約43万頭を予定しております。

なお、万が一県内で豚熱が発生した場合には、発生農場の全ての豚が殺処分となります。

畜産課は以上でございます。

○山本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

14ページをお願いします。

上から2行目の農村地域農政総合推進事業費の説明欄、農地情報共有緊急対策事業は、企業進出に伴う営農継続に向けた支援として実施する貸借可能な農地の把握やマッチングの取組に要する経費でございます。

次の国庫支出返納金の説明欄、農地集積加速化事業国庫返納金は、過年度に農地中間管理機構を利用した農地集積に対して交付された協力金、いわゆる機構集積協力金のうち、農地の貸借契約が中途解約により交付要件を満たさなくなったため、国庫へ返納するものでございます。

次の農用地利用集積等推進基金積立金についても同様に、過年度に交付された機構集積協力金の返納ですが、平成30年度以前においては、県基金からの交付であったため、基金へ積み戻すものでございます。

下から2行目、農業大学校費の説明欄、実践力強化研修教育高度化事業は、農業大学校における実習支援体制のデジタル化などに要する経費でございます。

農地・担い手支援課は以上です。

○青木農村計画課長 農村計画課でございます。

15ページをお願いします。

2段目の国庫支出金返納金については、昨年度実施した土地改良区の運営体制の強化を支援する土地改良区体制強化事業の事業費確定に伴う国庫支出金の返納金です。

農村計画課は以上です。

○永田農地整備課長 農地整備課でございます。

16ページをお願いします。

2段目の国庫支出金返納金の説明欄、土地改良事業国庫支出金等返納金については、農業農村整備事業の事業費確定に伴う国庫支出金返納金でございます。

4段目の土地改良財産管理費の説明欄、土地改良施設管理台帳システム事業については、農業用ダム等の県有土地改良施設の管理台帳等のデジタル化により、施設管理の省力化を図るものでございます。

5段目の農業生産基盤整備事業費の説明欄、単県代替農地緊急基盤整備事業については、半導体関連企業の進出に伴う県営工業団地の代替農地の確保に必要な簡易な基盤整備を緊急的に実施するものでございます。

同じ農業生産基盤整備事業費の債務負担行為の設定については、玉名市の共和地区農業生産基盤整備事業における排水機場整備に当たり、仮設工法の変更等により、債務負担行為の変更をお願いするものです。

下17ページ、2段目の海岸保全事業費の説明欄、災害関連大規模漂着流木等処理対策事業費については、梅雨前線豪雨により農地海岸に漂着した流木等の処理に要する経費でございます。

3段目の農地防災事業費の債務負担行為の変更については、長洲町の平原地区農村地域防災減災事業における排水機場の整備に当たり、発注時期の見直しに伴い、債務負担行為の変更をお願いするものでございます。

4段目の単県農地防災施設管理費の説明欄、県管理土地改良施設等総合マネジメント事業については、防災ダムにおける水位情報等をウェブ上で公開するためのシステム等に要する費用で、増額をお願いするものです。

18ページをお願いします。

県営農地等災害復旧費の債務負担行為の追加については、現在実施しています大切畑ダム本体工事の増額変更が見込まれるため、債務負担行為の追加をお願いするものです。

なお、工事契約の変更は12月議会でお諮り

する予定です。

農地整備課は以上です。

○野入むらづくり課長 むらづくり課でございます。

19ページをお願いいたします。

農作物対策費の国庫支出金返納金は、説明欄の鳥獣被害防止総合対策交付金です。これは、事業費確定に伴う国庫への返納でございます。

むらづくり課は以上です。

○岩田技術管理課長 技術管理課でございます。

20ページをお願いします。

2段目の農業土木行政情報システム費につきまして、説明欄の農地情報共有緊急対策「くまもと農地GIS」活用事業は、農地・担い手支援課で実施します農地情報共有緊急対策事業の関連事業で、当該事業で把握する貸借可能な農地の情報をくまもと農地GISに登録するための経費でございます。

技術管理課は以上です。

○宮脇森林整備課長 森林整備課でございます。

21ページをお願いします。

2段目、国庫支出金返納金につきましては、説明欄のとおり、森林環境保全整備事業で行った間伐事業につきまして、間伐を実施した区域の一部を森林以外の用途へ転用することに伴い、国庫支出金の返納を行うものです。

森林整備課の説明は以上です。

○大和森林保全課長 森林保全課でございます。

22ページをお願いいたします。

治山費について、2段目の単県治山事業費は、今年の梅雨前線被害の復旧に係るもの

で、内訳は説明欄のとおり、1の単県治山事業（県営事業）は、国庫補助の対象とならない山地災害のうち、保安林内の復旧を県営で行うものを20か所、2の単県治山事業（市町村営事業）は、国庫補助の対象とならない保安林以外の復旧工事を行う市町村に対する助成費として5か所分を計上しています。

下の23ページの治山施設災害復旧費ですが、2段目の過年治山災害復旧事業は、令和2年7月豪雨で被災した治山施設の復旧に要する費用のうち、国庫補助の対象とならない経費を4か所分、3段目の現年治山災害復旧事業は、今年の豪雨で被災した3施設の復旧に要する経費を2か所分計上しています。

森林保全課は以上です。

○森野水産振興課長 水産振興課でございます。

24ページをお願いします。

2段目、漁場環境等対策事業費の説明欄、赤潮被害緊急対策事業は、今年6月から発生した赤潮により被害を受けた養殖業者の早期の事業再開を支援するものです。

また、3段目、水産物流通対策事業費の説明欄、県産養殖魚消費拡大緊急対策事業は、県産養殖魚の輸出先の確保と県内消費の拡大を支援するもので、両事業について追加提案しております。

補足説明ですが、26ページをお願いします。

まず、赤潮被害への対応についてですが、今年は、例年より1月早く、6月からシャットネラ、コックロディニウム、カレニアの3種類の有害赤潮が発生し、養殖のカンパチやシマアジなどが大量にへい死するなど、その被害額は約15億4,000万円と、過去4番目の大きな被害となっております。

近年の養殖業は、新型コロナや燃油、資材の高騰の影響など、厳しい状況にあり、このような厳しい中で、漁業者の経営努力と共済

制度の枠組みだけで、今回の甚大な被害を乗り越えていくには相当な困難が伴います。そのため、関係市町と連携し、速やかに支援を実施できるよう、今定例会に養殖業者の早期事業再開に向けた支援のための予算を追加提案しているところです。

具体的には、下段右側の事業概要ですが、今回新たに赤潮被害緊急対策事業として、1の養殖業者が早期事業再開に必要な中間魚の購入や、2の赤潮の発生を抑制するための海底耕うん等による底質改善取組を支援することとしております。

また、中間魚購入への支援については、下段のイメージ図のとおり、養殖共済制度は、餌代や人件費などの養殖に要した経費までの補填であることから、中間魚の購入の経費のうち、共済制度の対象とならない部分を一部コロナ交付金を活用し、県と市町で2分の1を支援することとしております。

このほか、先ほど団体支援課から説明のありました、3の赤潮被害緊急対策資金利子補給費補助事業費を含め、今回の赤潮被害への支援に必要な予算総額1億4,200万円を提案しております。

下のページをお願いします。

次に、県産養殖魚の輸出先の確保と県内消費の拡大についてですが、本県の養殖業は、近年の資材等価格の高騰や甚大な赤潮被害が発生する中、中国の日本産水産物の禁輸措置等により、中国等への輸出は困難な状況にあり、養殖業者の経営は大変厳しい状況にあります。下段左側の図に、令和4年度の本県水産物の輸出状況を示しておりますが、昨年度の輸出額は過去最高の27億7,000万円で、そのうち北米が44%と最も多く、次いで韓国36%、中国13%となっております。

このような厳しい状況の中で、本県水産物の輸出の主力であるブリ等養殖魚の新たな輸出先の確保や県内の消費拡大への取組について速やかに支援策が実施できるよう、今定例

会に支援に必要な予算を追加提案しているところでは、

具体的には、下段右側の事業概要ですが、今回、新たに県産養殖魚消費拡大緊急対策事業として、1の輸出先開拓のための商談活動や、2の県産養殖魚の販売促進活動やフェア開催等の取組を支援することとしております。

このほか、先ほど流通アグリビジネス課から説明のありました、3のくまもと食と農の発見緊急支援事業を含め、今回の支援に必要な予算総額1,200万円を提案しております。

補足説明は以上です。

24ページをお願いします。

4段目、栽培事業運営費の説明欄、種苗生産業務効率化支援事業につきましては、効率的な種苗生産体制を構築するため、タブレットを活用した生産管理など、省力化につながるIT機器等の導入に要する経費でございます。

最下段、漁業取締費の説明欄、ドローンを用いた密漁監視体制整備事業につきましては、ドローンを活用した効率的、効果的な密漁監視体制を構築するために必要なドローン等の機器導入に要する経費でございます。

下のページの説明欄、漁業取締船「あそ」法定検査業務において、債務負担行為の設定をお願いしております。

これは、漁業取締船「あそ」の法定検査については、船舶検査証の有効期限である令和6年9月までに行う必要がありますが、この検査で交換が必要な部品が受注生産であり、その納品に必要な期間が9か月以上かかることから、債務負担行為の設定をお願いするものです。

水産振興課は以上です。

○谷水漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

28ページをお願いいたします。

2段目の海岸漂着物等地域対策推進事業費の説明欄、海岸漂流・海岸漂着物地域対策事業につきましては、台風や大雨により海域に流入する流木等の回収、処分等に要する経費でございます。

梅雨前線豪雨などの影響により、漁業活動に支障となる流木等の海域漂流物が当初の想定量より増加したため、増額補正をお願いするものでございます。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○藤由農林水産政策課長 農林水産政策課です。

29ページをお願いいたします。

令和5年度の繰越明許費の設定でございます。

表の中、農地整備課の農業生産基盤整備事業ですとか、森林保全課の治山事業など、農林水産部全体で合計83億円余となっております。

この繰越設定に関しましては、今後も国土強靱化事業等の繰越事業が増大するといった可能性がございますので、適正な工期設定のために、昨年度同様、この9月議会をお願いをいたすものでございます。

続きまして、30ページを御覧願います。

このページの議案第12号から14号までにつきましては、いずれも令和5年度の農林水産関係の建設事業に関しまして、受益市町村が負担する経費の負担率を定めるものでございます。

県が行う建設事業等につきましては、法律上、その経費に関しまして受益市町村に負担をしてもらうということができるとされております。この負担率を定めるに当たりましては、受益市町村の意見を聴いた上で、県議会の議決を経て定めるということになっております。

この議案につきましては、根拠法令ごとに、30ページの12号、これが地方財政法関

連、それから33ページの議案第13号が海岸法関連、そして34ページの議案第14号が土地改良法関連のものとなっております。

この各事業の負担割合に関しましては、国のガイドライン等に基づき設定したものでございまして、受益の市町村の同意は全て得ているという状況でございます。

農林水産政策課は以上でございます。

○永田農地整備課長 農地整備課でございます。

36ページをお願いします。

議案第21号、工事請負契約の締結についてお諮りします。

工事名は、松原地区農村地域防災減災事業（湛防）第8号工事他合併です。

工事内容は、排水ポンプ設備製作据付工。

工事場所は、宇土市馬之瀬町地内。

工期は、契約締結の翌日から令和8年6月30日まで。

契約金額は、17億6,695万4,024円です。

契約の相手方は、株式会社荏原製作所九州支社。

契約方法は、一般競争入札です。

農地整備課は以上です。

○藤由農林水産政策課長 農林水産政策課です。

38ページをお願いいたします。

職員による交通事故の和解及び賠償額の決定について報告させていただきます。

39ページにより説明をさせていただきます。

まず、事故の概要でございますが、令和5年2月8日に球磨郡湯前町で発生しました交通事故に伴うものでございます。

事故の当事者は球磨地域振興局農林部農業普及・振興課の職員で、相手方は個人の車両となっております。

一番下の6、事故の状況を御覧ください。

職員が運転する車両が交差点に差しかかった際に、そこから、一時停止の部分から走行してきました相手方車両と衝突したものでございます。

4番の過失割合のとおり、県と相手方の責任が10対90ですが、5番の損害額及び損害賠償額のとおり、物損分の相殺によりまして、県の賠償額はゼロ、相手方の賠償額が47万1,464円となっております、これは9月1日に示談が成立しております。

交通事故防止につきましては、職場での研修の実施や各種会議での注意喚起等、これを一層強化してまいります。

農林水産政策課は以上でございます。

○徳永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

41ページをお願いいたします。

報告第26号、一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状況を説明する書類の提出についてです。

概要は、次の42ページをお願いします。

この法人の設立目的は、1、基本情報(1)のとおり、野菜生産出荷安定法に基づく価格安定事業を実施することにより、野菜生産農家の経営の安定と消費地への野菜の安定供給を図ることを目的としております。

2、令和4年度の決算の概要についてです。

(1)に今決算期の正味財産増減計算書を掲載しておりますが、決算のポイントとなる当期の正味財産の増減について御説明します。

43ページの(2)を御覧ください。

法人全体の今期の正味財産増減額は1,900万円余の減額で、主に公益目的事業会計における減少によるものです。

主たる要因は、指定正味財産において、特定野菜等供給産地育成事業の交付予約数量の減少に伴い県の資金造成額が減少したため、造成額は交付予約数量によって毎年増減

することから、公益目的事業を実施する上で問題はありません。

なお、公益目的事業の実施に係る費用が収益を超過し、一般正味財産が減少しているため、協会では、令和5年度に、構成団体の負担金を1,000万円から1,600万円に増額しており、今後、一般正味財産は増加していく見通しです。

3、事業実績等についてです。資金造成につきましては、交付予約数量計画に基づき、造成額は14億1,600万円余となり、そのうち6億円余は、国の造成分として、農畜産業振興機構で積み立て、残りの8億1,500万円余が本協会の必要造成額となりました。

この必要造成額につきましては、前年度からの繰越しを充当し、差額は県、経済連、生産者の3者により造成、払戻しを行っています。

(3)の補給交付金の交付実績でございますが、協会が実施している対象野菜のうち、ブロッコリーや冬春トマトなどで、平均販売価格が保証基準額を下回ったため、価格差補給交付金6,600万円余を交付しています。

農産園芸課は以上でございます。

○鬼塚畜産課長 畜産課でございます。

45ページをお願いします。

報告第27号、公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類の提出についてです。

概要は、次の46ページをお願いします。

この法人の設立目的は、1、基本情報(1)のとおり、畜産農家や団体への経営指導、技術指導及び畜産物価格安定対策等を通じた畜産振興と畜産物の安定供給となっております。

2、令和4年度の決算の概要について御説明します。

(1)に今決算期の正味財産増減計算書を掲載しておりますが、法人全体の今期の正味財

産増減額は3億3,500万円余の増となっております。

次に、決算のポイントとなる当期の正味財産の増減について御説明します。

47ページ、(2)を御覧ください。

その主たる要因として、肉用牛の枝肉価格低迷や飼料高騰の影響から、全国的に肉用牛肥育経営安定交付金が前事業期間で多く交付されたことにより、今年度における同制度の生産者負担金単価は全畜種で引き上げられました。このことにより、積立金は前年度より大きく増加したものの、交付額は積立金と比較して少なかったことから、当期正味財産は増加したのとなっております。

3の事業実績等についてです。(1)、(2)、(3)が公益目的事業で、(4)が収益事業となっております。

まず、(1)は、畜産経営体の育成、経営支援を行うもので、県や独立行政法人農畜産業振興機構等の事業を活用しまして、畜産農家に対し、情報提供や経営改善指導などを行っています。

(2)は、家畜衛生対策の推進でございます。家畜の疾病予防や家畜伝染病発生時の対策などのため、ワクチン接種や家畜防疫互助基金制度など、衛生対策を推進しております。

(3)は、畜産物の価格安定対策の推進でございます。肉用子牛生産者補給金制度及び肉用牛肥育経営安定交付金制度において、生産者積立金の管理及び補填金の交付業務等を実施しております。

(4)は、家畜の改良、登録の推進でございます。家畜の登記、登録や肉用牛の産肉能力の統計的な分析等を実施しております。

以上が公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況についての概要でございます。

畜産課は以上でございます。

○山本農地・担い手支援課長 農地・担い手

支援課でございます。

49ページをお願いします。

報告第28号、公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出についてです。

概要は、次の50ページをお願いします。

この法人の設立目的は、1、基本情報の(1)のとおり、農業の発展と農家経営の安定向上に寄与するものであり、農業公社では、農地保有の合理化、畜産基盤の整備による農業経営基盤の強化や農業後継者の育成確保、農業公園の管理運営を実施しております。

次に、2の令和4年度の決算の概要についてです。

(1)に正味財産増減計算書を掲載しておりますが、決算のポイントとなる当期の正味財産の増減について御説明します。

次ページの(2)当期正味財産増減の主な理由を御覧ください。

法人全体の今期の正味財産増減額は258万円の増となりましたが、収益事業等会計による増加によるものです。

その主な要因は、農業公園管理運営事業の黒字によるものであり、当該余剰金は、次年度に公益目的事業で使用をする予定でございます。

次に、3の事業実績等について御説明します。

まず、事業の中心となります(1)農地中間管理事業による農地の貸借については、貸付け実績で1,194ヘクタールとなりました。

(2)の農地の売買事業につきましては、売渡し実績で133ヘクタールとなっております。

(3)の新規就農支援事業につきましては、新規就農支援センターの活動を通じて、805件の相談に対応しております。

最後に、(4)農業公園管理運営等事業についてですが、自主イベント及び誘致イベントの開催回数の増加により、入園者数は、前年

度比142%の約43万人となりました。

以上が公益財団法人熊本県農業公社の経営状況についての概要でございます。

農地・担い手支援課は以上でございます。

○宮脇森林整備課長 森林整備課でございます。

53ページをお願いします。

報告第29号、公益社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類の提出についてです。

概要は、次の54ページをお願いします。

この法人の設立目的は、1、基本情報(1)のとおり、造林、育林等の事業を行うことにより、森林の持つ公益的機能の維持増進を図り、林業の活性化と山村地域の振興並びに住民生活環境の向上に寄与することを目的としております。

2の令和4年度の決算の概要についてです。

(1)に今決算期の正味財産増減計算書を掲載しておりますが、決算のポイントとなる当期の正味財産の増減について御説明します。

(2)を御覧ください。

法人全体の今期の正味財産増減額は4,716万9,000円の減で、主に公益目的事業会計における減少によるものです。その主たる要因は、補助金収入を令和5年度に繰り越したためであり、公益目的事業を実施する上で支障のない範囲での減少です。

55ページをお願いします。

3の事業実績等についてです。

主要事業の実績につきましては、(1)の表のとおりであり、これまで造成してきた資源が充実しつつあることを踏まえて、利用間伐の推進に努めたほか、(2)のとおり、公社の有する知識、技術力を活用して、県からの受託事業にも取り組んだところで。

森林整備課の説明は以上です。

○廣田林業振興課長 林業振興課でございます。

資料57ページをお願いいたします。

報告第30号、公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出についてです。

概要は、次の58ページをお願いいたします。

この法人の設立目的は、1、基本情報(1)のとおり、林業事業体に雇用される林業従事者の就業環境を整備し、その安定確保を図るとともに、若年従事者の育成確保を促進することを目的としております。

2、令和4年度の決算の概要についてです。

59ページ、(1)に今決算期の正味財産増減計算書を掲載しておりますが、決算のポイントとなる当期の正味財産の増減について御説明いたします。

(2)を御覧ください。

法人全体の今期の正味財産増減額は8,458万8,000円の減であり、主に公益目的事業会計における減少によるものです。

その主たる要因は、決算時において、市場金利の上昇により債券評価額が減少したためですが、公益目的事業を実施するために必要な財源については、しっかりと確保しておりますので、事業実施においては支障のない範囲の減少であると考えております。

続いて、3、事業実績等についてです。

事業名の①の林業労働力確保等に関する事業では、退職金共済や社会保険掛金の事業主負担の助成、新規参入者を雇用した事業体への助成を行っており、基金運用益を財源とした事業です。

②以降の事業では、国や県からの補助及び委託事業により、林業に興味がある人への林業体験学習会や林業就業希望者への長期研修、林業就業に関する広報活動のほか、林業事業体への就職あっせんなどの事業を行って

おり、くまもと林業大学校の運営の一部も行っております。

林業振興課は以上です。

○森野水産振興課長 水産振興課でございます。

61ページお願いします。

報告第31号、公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況を説明する書類の提出についてです。

概要は、次の62ページをお願いします。

この法人の設立目的は、1、基本情報の(1)のとおり、水産動植物の種苗の生産及び放流並びに水産動植物の育成を計画的かつ効率的に実施し、県民への水産物の安定供給と海洋環境の保全に寄与することを目的としております。

2、令和4年度の決算の概要についてです。

(1)に今決算期の正味財産増減計算書を掲載しておりますが、決算のポイントとなる当期の正味財産の増減について御説明します。

(2)を御覧ください。法人全体の今期の正味財産増減額は933万円の減で、主に、公益目的事業会計における減少によるものです。

主たる要因は、監視等嘱託員の報酬、種苗生産に係る光熱水費の増加等ですが、公益目的事業を実施する上で支障のない範囲の減少となっております。

3、事業実績等についてです。

(1)の公益目的事業である里海づくり事業ですが、マダイ、ヒラメ、クルマエビなど9魚種の種苗生産、配付を行うとともに、栽培漁業地域展開協議会の事務局として、マダイ99万8,000尾、ヒラメ57万5,000尾を放流するなど、共同放流事業を推進しております。

また、クマモト・オイスターやキジハタの種苗生産技術開発試験やタイラギ等の中間育成技術開発試験を実施しております。

さらに、八代漁協が行う種苗生産、各漁協

が取り組む種苗の中間育成や放流に対し指導や助言を行うとともに、小学生の研修の受入れや啓発活動に取り組んでおります。

(2)の収益事業であるその他の事業については、養殖業の発展を目的に、クルマエビの養殖用種苗118万尾を生産し、配付しております。

水産振興課は以上です。

○竹崎和虎委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

あわせて、発言する際は、マイクを自分の口元にしっかり向けて、明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○前川収委員 9ページ、農産園芸課であります。

畑地化に伴う土地改良区地区除外等決済金に対する助成、これは、これだけじゃなくて、いわゆる畑地化助成金という予算が国のほうで提示されて、前回の委員会でしたか、田んぼを畑地で使っているところは、もう田んぼの助成金は出さないのという話があって、それに伴う事前の措置だったと思いますけれども、畑地化ということで、田んぼを畑地化するという助成金が出ているということではありますが、私、一部聞いていた情報でいけば、申請実態と交付金の額に物すごく大きな差があって、申請者は多いけれども、交付金のほうは間に合っていないという話を聞いておりました。

その実態について、少しお話いただければありがたいなと思ってます。

つまり、どれぐらいの申請者が県内にい

て、今回はどれぐらい交付される、残りはまた次ということになると思いますが、果たして次がいつなのか、もう全く分からないのか、分かっているのか、その点についてひとつお話いただきたいというふうに思います。

2つ目は、12ページです。畜産課、豚熱の関係であります。

関門海峡をイノシシが渡ってくるなどずっと願っておりました。ところが、佐賀で豚熱が発生したということですから、その感染経路というのはまだ明らかではないというふうには思いますけれども、一般的には、イノシシが媒体したのではないだろうという気がしております。

以前に沖縄でも、豚熱がぼんと発生したということもありますから、いろんな感染経路というのはあると思いますけれども、少なくともイノシシだけが感染経路じゃないということが——だとすれば、物すごく広がるというんですかね、どこからでも、どこにでも行く可能性があるということだというふうに思っておりますので、その点も含めて、しっかりと防疫対策やっていただきたいというふうに思います。これは私だけかもしれませんが、いよいよ汚染地域としてワクチンを打れるということでもありますので、ワクチンに対する認識というんですかね、多分、もう皆さんのほうがよく分かってらっしゃると思いますけれども、ワクチンを打った豚を食べても、人間には全く被害はないということ、これまでと全く変わらないということ、そのことをきちっと知らしめていただけておきたいというふうに思ってます。要らぬ風評被害を出さないようにしていただきたいということ。それから、具体的に、正常化まで、全く汚染が広がらないとして、今の状態のままだったら何年ぐらいで正常化するのか、これは想像の世界でしょうけれども、これまで過去の実績はあると聞いておりますので、その点について教えてください。

以上です。

○徳永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

委員御指摘の水田活用の直接支払交付金、いわゆる水活交付金につきましては、令和4年度に、5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としないという具体的なルールが示されまして、あわせて、国においては、水田の畑地化や転換作物の定着を支援するため、畑地化促進事業を令和4年度補正予算で250億円という大幅増額、拡充をされたところ です。

本県におきましては、この畑地化の事業要望につきましては、要望額が約46億6,000万円に対しまして、現在の採択は4億1,000万円ということで、採択率は9%程度でございます。

この畑地化事業を要望された農業者は、国の方針に基づきまして将来にわたり水稻を作付けず、野菜や畑作物を本作化するということ表示をされた方でございますので、国においては、引き続き採択のほうをお願いしたいと考えているところです。

さきの農林水産大臣の会見で、大臣のほうから、必要な財源を確保したいと発言されておりましたけれども、国に対してもしつかり要望してまいりたいと考えております。

農産園芸課は以上でございます。

○鬼塚畜産課長 豚熱の件ですけれども、まず、今回佐賀で発生したということで、イノシシではないんじゃないかということで、今国のほうが調査しておりますので、やがて感染経路のほうについては何らかのコメントがあるかと思いますが、今のところ、九州内で野生イノシシから豚熱は確認されていないということからも、それ以外の、人、また車両とか物とか、そういう形で入ってきたものが疑われるという可能性はあると思っております。

す。

そういうこともありますので、ワクチン接種は始まっていますけれども、養豚農家につきましては、引き続き、飼養管理衛生基準の徹底をお願いしていくということになるかと思えます。

次に、ワクチン接種、何年ぐらいかかるのか——今接種が始まっていますけれども、岐阜で当時発生したときには、完全に正常化になってからもワクチンを打ちながらやっていますけれども、10数年かかるというふうに言われてきましたけれども、それ以降、ずっと感染が度々本州のほうでは起こって、今回九州も入っているということなので、今回ワクチン接種を進めて、完全に豚熱の発生が確認されなくなったとしても、やはりそれぐらいの期間は最低でもかかるのではないかと、いうふうに思いますが、これについては、当分の間はワクチンを打ち続けていくということになるかと思えます。

畜産課は以上です。

○前川収委員 安全性……。

○鬼塚畜産課長 すみません。ワクチンを接種した豚については、過去にもずっとワクチンを打った豚も流通しているということから、全く問題はないというふうに考えてますし、これについても、マスコミというか、またはいろんな形で県民の皆様にもお伝えしていくということにしたいと思っておりますし、豚熱に感染した豚は、もう完全に流通しないということですので、それも含めて広く周知していきたいというふうに考えています。

以上です。

○前川収委員 まず、最初の農産園芸課の話なんですけれども、畑地化に伴う助成金が、全国トータルの予算としてはまず250億の予

算があると。そのうち、熊本県の要望が46億と。5分の1はもう熊本県。多分全国でもかなりの部分で、たくさん要望があってるんだろうと思います。だからこそ、本県の今回適用されるのが4億1,000万ということでありますから、要望の10分の1以下という状況があるということでありますので、これは、もし交付されないままに、水田畑地化の事業は終わる、補助金も出ない、その後畑地化事業にも補助金が出ないという、どちらも取れないという状況が生まれるのかなというふうに心配をいたしておりますが、その点の確認はできていますでしょうか。

○徳永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

現在のところ、畑地化支援事業の対象にならない方につきましては、引き続き水活交付金のほうを活用できるというふうになっておりますので、そこは、水張り等しながら、しっかり水活交付金を活用いただきたいと思っております。

あわせて、畑地化のほうを希望される方につきましては、国のほうには引き続き要望してまいりたいというふうに考えております。

農産園芸課は以上でございます。

○前川収委員 すみません。水張りという話がありました。当然水張りしないと田んぼじゃないというその要件はよく分かりますが、これまではその要件がなくて、田んぼを畑地で使って、特に地震の後なんていうのは、水利施設が被災して、なかなか水を引こうと思っても引けないところがあって、それでも一応水田活用という形の中で畑地利用して、交付金ももらってらっしゃったという特別な事情もあるというふうに思います。

仮に水張りがやっぱりできないと、5年に1回ができないということ、去年からですから、去年から起算して5年間だから、あと4

年ぐらいいはあるのかなとは思いますが、5年に1回という話であれば。その間に畑地化事業の交付金が来れば、それは多分大丈夫だと思いますけれども、そこはやっぱりしっかり見ていただかないと、物理的になかなか難しい部分もあるし、もう既に復旧を諦めた農地もあると思います、地震や災害等で。それでも地目はずっと田んぼのままでしたから、田んぼとして活用してきて、その田んぼを転作して、交付金 comes という今のシステムは、ある面農家にとってはとても助かる政策だったわけでありますので、そこはしっかり、課長、もう1回、この後も追いかけていただきたいと思っておりますし、いずれにしても、46億分の今時点の申請があって、4億円しか交付されないということであれば、これは農家が不安を持つのはもう当たり前のことでありますから、うちはいつできるのかという話になると思っておりますので、ぜひそこも丁寧に対応していただきたいと思っておりますし、国のほうにもしっかりと働きかけを——これはもう全国的な運動としてやらなきゃいけないような気がしますけれども、ぜひそのような取組をお願いしたいと思います。

答弁は要りませんが、もし5年間で水張りができなかつたらどうなるのかお答えいただけますか。去年からですから、あと4年かな。

○徳永農産園芸課長 農産園芸課でございます。

5年後のことにつきましては、国から明確な方針というのは出ておりません。

令和4年度から開始しておりますので、令和8年までに水張りをしない水田につきましては、令和9年からは、水田活用交付金の対象外ということになります。

実際、畑作物、災害復旧の事業も含めまして、麦、大豆、ソバ、飼料作物というのは、もう交付金なくしてはやっていけないという

作物でございますので、そちらについては、別途の助成制度を設けていただくなり、支援を設けていただくなりということは今国に対しては要望しているところでございます。

農産園芸課は以上でございます。

○前川収委員 そういう非常に困った状態が今あるということで、農家が不安を感じてらっしゃるという前提の中でしっかり頑張っていたきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

それと、豚熱の関係でありますけれども、いつになるか分からないということでありますから、正常になるまではですね。

多分このワクチンを打つことによって生じる費用的なデメリットは当然ありますけれども、流通関係では、海外輸出はできないということ以外に何かありますか、デメリット。手間がかかったり費用がかかったりするのは当然ですけれども。

○鬼塚畜産課長 ちょっと今考えられるデメリットというのは基本的にはないかと思えます。費用とか手間とか、輸出ができないということはありますけれども、それ以外は、通常の病気というか、であれば、通常にワクチンとかも、他の病気でも打ってますので、同じかと思えます。

以上です。

○前川収委員 我々も冷静に受け止めながら、少し息の長い、時間がかかる話でしょうけれども、しっかり取り組みいただきたいと思えます。

私は以上です。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑はありませんか。

○前田敬介委員 27ページの輸出先の確保と

県内消費の拡大のところなんですけれども、今、多分中国の輸入が止まって、かなりの在庫が冷凍で保管されているというふうに聞いているんですけれども、その冷凍されたものにも多分賞味期限というのが乾燥していつあると思うんですよね。

それをできるだけ早くさばかないといけない中で、昨日ちょっとネット環境を見てみたんですけれども、北海道のホタテとか、どこですかね、ほかのところのブリとか、応援企画という形でネットで検索すれば出てくるんですが、熊本天草のブリというのが、その応援企画というか、消費を促すような形で広報されてない状況が、ネットの中で今あると思うんですよね。ふるさと納税はじめ、さとふるとか、そういうところに対して県が伴走できないのか。

それと、今コロナ禍の後で、多分いろんな加工品の自動販売機がたくさん設置されていると思うんですけれども、それに、販売できる加工品を作る伴走、多分委託とかされて、加工品を作ると思うんですけれども、そういうところに助成ができないのか、そういうものはないのか、お答えいただければと思います。

○森野水産振興課長 今お話のありました養殖魚の消費拡大と申しますか、取組の中で、加工の話もありましたけれども、消費拡大におきまして、やっぱり消費者の嗜好性といいますか、それを踏まえた販売活動展開が必要だと考えております。

そういった中で、県におきましても、これまでも養殖魚の加工品、そういった中で、新たな商品開発とか、そういう取組を支援しております。

これまで開発した商品としましては、ブリ、それからマダイのレトルト商品ですね、そういったものを開発されておきまして、一部の商品におきましては、ふるさと納税の返

礼品としても活用されているという状況でございます。

そういった中で、やはり今、先生御指摘ありましたように、これだけ厳しい中で、そういった加工品の開発についても、さらに進めていく必要があると考えておりますので、国の事業も活用しながら、消費拡大に向けた取組を進めていきたいと考えているところで

○前田敬介委員 その中でも促進する、先ほど言ったように、どれだけ検索しても引っかけられないんですよね。やはりそういうところをどんどん表に出して、少しでも消費を促すようによろしく願いいたします。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑はありませんか。

○西聖一委員 質問が重なって申し訳ありませんが、2点だけ。

1点は、豚熱の13ページの件ですが、次回からは手数料を取るようになってるんですけども、1回目は、そのワクチン代を国が無償提供だったのかなと解しますが、その手数料を取るというのは、県の負担分をここで回収するという意味なのかということ、県の接種員と民間の方とはえらい差があるんですが、この考え方はどういうことか、ちょっと教えていただきたいこと。

もう一つは、27ページの輸出拡大の件で、右の段の3番目の企業の社員食堂に補助するという考え方、別にこれは悪くはないんですけども、企業で社員食堂を持っているというのはもう限られているから、大体どういう企業なのかなということ、給食については、もともと学校給食もありますし、病院給食もあるので、そういうところまで広げていくという構想はあるのかなのかをちょっとお尋ねしたいです。

○鬼塚畜産課長 豚熱ワクチンの手数料につきましては、まず初回接種分につきましては無料ということになっております。ただし、その後生まれたやつの継続接種が定期的に必要になりますけれども、これについては、まず、県の家畜防疫員で打つ手数料については1頭当たり270円、それと、農家の飼養衛生管理者、登録された管理者または認定獣医師が打つ分については1頭当たり70円の手数料を頂くということで、これは純粋に、70円につきましては、ワクチン代、国が半分持つんですけれども、それにしても、ワクチン代プラス、県のほうで冷蔵したりとか、管理する分が、それとか交付の手数がありますので、その分を積算して70円ということにしております。

270円のほうは、ワクチン代プラス、それに伴う人件費とか、注射の機械とか、そういうやつを積み上げていって設定しております。

この金額については、九州各県、基本的には似たような数字になっておりますので、これについては頂くということをお願いをしていくということでございます。

以上です。

○林田流通アグリビジネス課長 流通アグリビジネス課です。

くまもと食と農の発見事業につきましては、6月補正予算で承認いただきまして、県産食材を社食で利用する場合に補助するというようなものです。

今回、県産の養殖魚が中国の輸入停止によって打撃を受けているということで、なるべく早くに影響緩和といいますか、対策を打つということで、6月補正で進んでたやつの中に上乗せで、今度、魚を使用する場合には、上乗せで支援するというようなものの予算化をお願いしているところでございます。

今後、学校給食とか病院とかも検討しましたけれども、今のところはちょっと、なるべく早く進めるということで、社食での6月補正予算での上乘せというようなことで取り組む予定でございます。

以上です。

○森野水産振興課長 水産振興課でございます。

学校給食の活用について、補足ということで、うちのほうの取組を説明させてもらいたいと思いますけれども、学校給食につきましては、コロナ禍の中で、コロナ交付金を活用して学校給食に提供したという活用事例がございまして、今回、禁輸措置とか、そういった中で国のほうでも支援策というのを具体的に今検討されておりますので、そういったのも見ながら、今後必要な対応については検討していきたいということで考えております。

○西聖一委員 豚熱のほうは、各県も同様な取組をするということで理解をいたしますけれども、大きな養豚農家は自前で接種したりしますから、結局、県の高いほうに頼るものは小さい零細農家のほうに負担が逆に来るんじゃないかなという、ちょっと心配するんですよね。やっぱり零細農家の——零細と言ってもいかぬですけども、小さい農家のほうが、どちらかといえば補助をしてくれという立場になるんだらうかなとちょっと思ったものですから、そこは検討——各県横並びであれば、やむを得ない部分もありますが、検討していただければと思います。

それから、学校給食のほうも、今後検討していくということですが、地産地消であり、国産国消で今進めていく中で、県民運動で、熊本県のものを食べましょうよという運動に前向きに取り組んで、ぜひともお願いしたいというふうにお願いします。

○竹崎和虎委員長 要望でいいですか。

○西聖一委員 はい。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑はありませんか。

○鬼塚畜産課長 すみません。畜産課でございます。

先ほどのワクチンの件ですけれども、先ほど御説明しました、9月末までに8回の研修会を実施して、養豚農家の飼養衛生管理者の方が、延べで459名の方が受講いただいて、今登録を進めているところです。

全体として180ぐらいの農場がありますけれども、今農家で実際研修を受けた方、今後登録されるであろう農場数からいくと、159農場は自分たちで打ちたいということで今準備をされてますので、残りが20ちょっとということになりますので、家畜防疫員が打つ農家数というのは少なくなって、やっぱり零細というか、小さい、中小の方が多いと。この方々につきましても、なるべく自分のところで打っていただけるように、今家畜保健衛生所のほうからも、指導なり、いろんな形でフォローしているところです。

以上です。

○竹崎和虎委員長 失礼しました。ほかに質疑はございませんか。

○前川収委員 いいですか。すみません、2回してあれですけども、もしほかになれば。

51ページ、農業公社の事業決算概要の報告をいただきました。

その中で、3番、51ページになりますけれども、事業実績の中で、農地中間管理機構の事業を農業公社のほうでやっていただけてますが、3番の(1)の農地の貸借ということ

と、その下の売買という、(1)と(2)が数字が出てますが、借入実績、貸付実績、それぞれ上がってきておりますけれども、これは令和4年度の数字ですけれども。これ、経年でどう変化してきているのかということがちょっと分かればありがたいなというふうに思っています。

これは、下の(2)番もそうなんですけれども、今集約化事業等々を使いながら、農地をどんどん集約化して、そして、新しい人たちがそれを使えるように、もしくは地域で使えるようにということを推進してきておりまして、この農地中間管理機構のこの仕事というのは、全国に熊本県が先駆けて、農水省よりも早くやり始めた事業だったというふうに思っています。

経年の推移について、今ここでは資料がないと思いますけれども、教えていただければと思いますので、後ほどでも結構です。よろしくをお願いします。

○山本農地・担い手支援課長 農地中間管理事業の貸借でございますけれども、大体年間1,000ヘクタールを超える貸付実績で推移をしております。現在、R4年度につきましては、51ページの3の(1)のところで、1,194ヘクタールということでございますけれども、3年度につきましては1,449、令和2年度については1,563ヘクタール、R元年度については1,078ヘクタールということで、1,000ヘクタールを超える実績となっております。

で、年度ごとにこの面積が増減しておりますのは、それぞれ貸付けの希望だとか、そういったもので変動をしておりますけれども、大体1,000ヘクタールを超えるような貸付けが進んできているということでございます。

そして、現在、地域計画、人・農地プランが法定化されまして、地域計画を策定するというふうになっておりますので、今後は、この地域計画の中で、農地の集積あるいは集

約、そういったものが進んでくると思いますので、この地域計画とセットで農地中間管理機構の貸借、そして担い手の集約化というのを進めてまいりたいというふうに考えております。

農地・担い手支援課については以上でございます。

○前川収委員 下のほうはどうですか、売り買いのほうは。

○山本農地・担い手支援課長 売買につきましては、昨年度の数字しかちょっとあれなんですけれども、R4年度につきましては、133ヘクタールということでございます。3年度については153ヘクタールということで、大体100ヘクタールを超える数値で推移をしているというふうに聞いております。

で、こちらの売買については、現場で農業委員会あるいは農地利用最適化推進委員が現場を回る中で、こういうマッチングをしているということで、引き続き、この取組についても進めてまいりたいというふうに考えております。

農地・担い手支援課については以上でございます。

○前川収委員 しっかり頑張ってください。

基幹農家がどんどん減っていているというのはもう皆さん御承知のとおりでありまして、農地は減らないわけでありまして、耕作放棄地は別として、一般的な農地というのはあまり減らないわけですから、いかに基幹農家にこの農地を使っただけのように持っていくかということが、これから先の農業には非常に大きな部分であり、この農地中間管理機構が、農業公社が担うべき役割というのは物すごく大きいというふうに思いますので、しっかり頑張ってください。

経年の表は後でお願いいたします。

○山本農地・担い手支援課長 はい。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑はありませんか。

○高井千歳委員 ありがとうございます。

ちょっとお尋ねというか、要望になってしまうかもしれないんですけども、今後、地下水保全地域による水田湛水と営農のバランスなんですけれども、先ほど、畑地化で補助金を使って小麦などを作りたいという方がいらっしゃる中で、今後、その地下水保全地域においては、その農家さんに水田湛水をお願いしていくという中で、水田湛水を強いられるというか、その農家さんが自由に選択ができるようにお願いしたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

もちろん自由に選択はできると思うんですけども、今後、地下水の涵養10%から100%に求めていくという中で、地下水涵養が増えていく中で、農家さんたちに、特に地下水保全地域の農家さんたちに積極的に冬期の水田湛水というのを求めていく方向になると思うんですけども。やはりその同調圧力ではないですけども、そういう強えられることがないようにということはちょっとお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。

○高野農業技術課長 農業技術課でございます。

水田の湛水による地下水の涵養につきましては、今大変重要な問題だと認識しております。

本県としましては、地下水と土を育む農業推進条例というものをつくって、地下水の量と質につきまして重要視し、ずっと継続して続けております。

その中で——とはいいいながらも、この水田湛水による地下水涵養、あくまで農業として

の一環として見れるように進めていかなければ、農業者をないがしろにするようなことをしてはいけないというふうに考えているところです。

現実には、大津町を中心とした白川の中流域、大津、菊陽ですね、この辺りが一番吸収がいいんですけども、最近では、その周辺の台地部辺りでも、水田への湛水、あるいはお米を作る以外にも、例えばニンジンを作っている畑についても、ニンジンを植える前の空いている期間に1か月だけでも水をためていただくとか、そういったことも含めて、農家が不利益にならないように十分配慮しながら、環境部局と一緒に進めているところでございます。

以上です。

○竹崎和虎委員長 よろしいですか。

○高井千歳委員 ありがとうございます。

○竹崎和虎委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、以上で付託議案等に対する質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第12号から第14号まで、第21号及び第55号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外5件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外5件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることにしてよろしいでしょうか。

（「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり）

○竹崎和虎委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が2件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○藤由農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

私のほうから報告事項を2つさせていただきます。

まず、報告事項1で、別紙のペーパーになっておりますけれども、6月28日から7月3日にかけての大雨の農林水産部関係の被害及びその対応についてでございます。

1枚おめくりいただきまして、上段の被害額の表のとおり、3段目までが農業関係の被害となっております。右側のほうの欄に主な被害地域とございますが、上益城地域、阿蘇地域を中心に被害が報告されております。

4段目の林業関係では、山腹崩壊、林道等の被害が球磨、上益城等で、それから5段目の水産関係でも、一部被害が報告されております。

被害総額は99億8,500万円、約100億円となっております。昨年の台風14号を上回る被害規模というふうになっております。

これに対する当部の対応としましては、この下段になりますが、まず、農産物の品目ごとに、事前、事後の対策を取りまとめました技術情報を農家等に周知いたしまして、被害発生防止に努めたところでございます。

それから、2つ目のポツで、被害の大きい益城地域では必要な緊急対応も行っておりま

す。

それから、3つ目のところで、今回の大雨による被害につきましては、8月30日付の政令によりまして激甚災害に指定されまして、農地等の災害復旧事業に対する国庫補助率が1割程度引き上げられるという国の手厚い財政支援が受けられるということになっております。

農地等の復旧経費に関しましては、先ほど各課から御説明いたしました。今回、合計約20億円余の補正予算を提案させていただいているところでございます。

それから、次に、2つ目の報告に移ります。

もう一枚の②の宅地造成及び特定盛土等規制法への対応についての資料を御覧願います。

1枚おめくりをお願いいたします。

盛土規制に関しましては、土木部と農林水産部が連携して対応するものでございますが、今後、市町村への説明等の動きが出てまいりますので、今回その概要を報告させていただくものでございます。

なお、建設常任委員会におきましても、本日土木部のほうから同様に御報告をさせていただいております。

まず、1の背景・必要性にありますとおり、令和3年7月、静岡県熱海市で、大雨による盛土の崩壊で大規模な土石流災害が発生いたしました。これまで、宅地造成、あるいは林地開発、農地転用といった各開発行為を各法律で規制していたものの、盛土等の規制が必ずしも十分ではないということでもございました。

そこで、2番目の法律の概要案のとおり、新たに、いわゆる盛土規制法が制定、施行されまして、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することとなりました。

県は、この法律に基づきまして、基礎調査を実施いたしまして、盛土等を規制する区域

を指定するという事になっております。

同法による規制区域に関しましては、資料の右下にポンチ絵がございますが、これの(1)のとおり、2つの区域がございます、左から、市街地や集落などを対象としました宅地造成等工事規制区域とその周辺となります特定盛土等規制区域というふうになっておりまして、それぞれ、災害防止の観点から、できる限り広く指定することというふうにされております。

それから、その右側の(2)の絵でございますとおおり、規制の対象となる盛土等は、宅地の造成、それから残土処分といった盛土や切土、それから、下のほうのストックヤードでの一時的な土石の堆積などとなっております。

左側、3の県の対応でございますが、土木部と農林水産部におきまして、昨年10月にプロジェクトチームを設置いたしまして、予備的調査を既に実施しております。

4番目の今後のスケジュールのとおり、今後、基礎調査に着手しまして、市町村への説明をしっかりと行った上で、令和6年度には規制区域の指定、そして令和7年度に許可、届出制の運用を開始したいと考えております。

報告は以上でございます。

○竹崎和虎委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。——よろしいですか。

それでは、なければ、以上で質疑を終了します。

最後に、その他で委員から何かございますか。

○橋口海平委員 すみません。この前、別の会でちょっと総合土木の話聞いたので、私もちょっともう一回聞きたいと思っております。

今熊本は、様々な災害があつている中で、

そのときも、技術職が少なくなつてきているという話をされて、今回の定例会でも、総務部長が、入ってくる子たちに手応えを感じているというような答弁がありました。

今現状、農林水産部としてはどのように捉えているのかということと、あと、今どういう取組をしているのか、また、入ってきている数は増えてきているのかというのをちょっとお伺いしたいと思っております。

○深川審議監 政策審議監の深川でございます。

私のほうが総合土木についても面接をさせていただいておりますので、学生さんの状況といたしますか、その辺も含めて御報告させていただきます。

今現在、昨年まで、通常のいわゆる採用試験の枠をやっておったんですが、なかなかそれでは厳しいということで、民間と同様にとということで、3月からSPI試験というものを導入しております。

SPI試験といいますのは、いわゆる民間で受けるような一般教養と、あとプラス面接ということで、かつ、合否採用も、5月ぐらいにはもう出して、早めに確保していくというものでございます。

その結果、相当伸びまして、20名の枠に対して20数名、30名近くの方に応募をいただきまして、結果的に20名前後の方を確保させていただきました。

で、もう1点、ただし、一般の枠のほうも同じぐらいの枠で募集をかけたんですが、やはりSPIのほうで、少し前食いといいますか、先食いをされたところもありまして、結果的には、一般枠のほうはそんなに応募はありませんでした。ただし、結果的には、トータルでは、当初予定していた枠は確保できたつもりではございます。

ただし、現実的には、今年度から、名簿登録期間といたしまして、来年の4月、必ずしも

入らなくていいという、緩和といたしますか、3年間有効期間を設けました。したがって、中には、大学院に2年間行った後行きますという方もいらっしゃる——最初はそういった方、プラス、国ですとか民間を選ばれて内定辞退をされた方、そんな方もいらっしゃるいましたので、最終的には、枠を少しやはり下回っている状況でございます。

ただ、面接をした限りは、皆さん非常にやはりやる気のある方が多くございまして、一つ私は、なるほどなと思いますのは、最近、就職の流動化といたしますか、すぐ辞める方も多い反面、民間を辞めて県庁を受けられる方もやっぱり多いんですよ。

で、おっしゃったのが、民間をやって初めてその自治体の仕事の重要性がよく分かった、そういう中でやはり大きいのは防災であるとか、そういう災害対応、そういったものに非常に関心が強い方たちが来ていただけるのであれば、非常に問題意識を持った優秀な方たちが入っていただけるのかなと。

あと、私どもがどういうふうにならうといった状況を今就職の活動をされている方たちに伝えていくか。どうしても皆さん、CMとかで海外に行かれるゼネコンであったりとかコンサルであったりとか、そういうところに目が向いてらっしゃる方もいらっしゃいますので、我々も、自治体としては、自治体の公共事業の大切さ、農業土木であれば、それによって生産基盤を培っていく、それとダムとか、そういったものをどうやって伝えていくかというのが重要なことというふうに考えておるところでございます。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

○橋口海平委員 様々な取組をして、少しでも多く入ってくるような努力をされているというようなお話がありました。本当にいいことだなとは思っております。

また、入ってきた若い子たち、若い子というか、総合土木の職員さんたちとちょっと話す機会がありまして、その際に、その子たちは5年目だったんですが、私たちは、3年と2年別れて、両方勉強させられていると。技術も違えば、関係法令も違うと。もう中途半端になってしまって、プロフェッショナルというか、果たして2つ完璧に覚えることができるのかというような心配があつて、それをどう考えていいのかということ。私たち、今後どうなっていくのかが分からないと、果たしてこのまま振り分けられるのか、それともこのままいくのか。で、振り分けられたときは、自分の希望がかなうところに行くのかというような心配があつたので、その点についてちょっとどう考えているのかお聞きしたいと思います。

○深川審議監 いわゆる一般土木と農業土木の総合土木化につきましては、平成30年度の採用試験から実施いたしまして、令和元年度の入庁者から実際に総合土木化しておりますので、今現在5期目といたしますか、そういう状況でございます。

で、目的といたしましては、申し上げたように、非常に志望者が減ったことで、採用枠を確保するためにやったことなんですけど、おっしゃるとおり、皆さん志向はございます。やはりどうしても工学部の方は、一般土木を志望していらっしゃいますし、農学部御出身の方は農業土木、ただ比率でいくとどうしてもやはり一般土木のほうが多いというのは実態でございます。

ただし、皆さんにお聞きすると、どちらも、公共事業として、我々は使命感を持ってやっているので、どちらに配属しても——必ず我々は質問の中で、どちらをやりたいですかと聞くんですが、お答えをされる反面、どちらに配属されても一生懸命頑張るといったことは聞いております。

ただ、今現実の言葉として、そういう形で両方はなかなか難しいというお話があったということなのですが、我々としては、最初の1～2回は両方経験するんだけれども、なるべく総合土木というよさを生かすためには、垣根を減らしながら、なるべく要望を固定しないように、自分はこちらの分野に行きたいということであれば、そちらを優先するような、そういう配置は心がけていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○橋口海平委員 その若い職員と話したときに、面接のときは多分どっちでもいいと思うんですけども、違うほうに行ったらちょっと辞めようかなと思っているという子が結構いるというような話がありました。

それが学生とかまで伝わって、県庁に入っても技術者として好きなところに行けないよというような話があったら、ますますちょっと受ける人が少なくなるんじゃないかなと危惧しております。

で、これは農林水産部だけの話じゃないと思いますので、土木部だったり総務部、一度ちょっとお話をさせていただければ、今後どういうふうに、いいふうに人材を採っていけるかとか、そういう活用できるかというふうな話ができればと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

はい、要望で。

○竹崎和虎委員長 ほかにございませんか。

○山口裕委員 すみません。今話をお聞きして、配置である程度やっぱり技術、やってんだな——実は、この前、これも与太話だったんですけども、やっぱり育成の流れというか、5年たったということもありましょうし、やっぱりその当事者が分かりやすい育成の考え方というのは、今県庁内にもそんなに

ないでしょうし、やっぱりそういったことはまとめたほうがいいんじゃないかなと、今直感的に思いましたし、ちょっと与太話で、今後その技術者をどう育てるか、確保するかの話をしたときに、やっぱりそういう考え方、方針をしっかりとまとめて——今配置で頑張ってますと——現実的な対応も分かるんですが、やっぱり育成のプログラムつくっていいんじゃないかなと思いますけれども。よろしくお願いたします。

○竹崎和虎委員長 ほかにございませんか。なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が7件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これを持ちまして第3回農林水産常任委員会を閉会します。

午前11時36分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長